

決議第1号

読谷村健康増進センター管理運営に関する決議

上記の議案を別紙のとおり読谷村議会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年3月22日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者

読谷村議会議員 國吉雅和

賛成者

読谷村議会議員 仲眞朝雄

読谷村議会議員 山内政徳

読谷村議会議員 上地利枝子

読谷村議会議員 平良勝志

読谷村健康増進センター管理運営に関する決議

読谷村健康増進センターは、「村民の健康の保持及び増進に資する」という設置目的のもとに、開場以降 15 年間にわたり、広く村民及び利用者に活用されてきた施設です。

ところが、現在、新年度の健康増進センター指定管理者が選定に至らず、「休館になつたらどうしよう。」と村民及び利用者は困惑しています。

利用者によっては他の健康増進施設を探したり、また鳳バスを利用しての健康増進センター利用者によっては、使い勝手のいい施設が利用できないことは、非常に迷惑なことあります。そこで、村民及び利用者に不安を与えないことは、行政にとっての最大の福祉です。よって、4月1日以降も村民及び利用者に引き続きご利用いただける事業実施を求める。

以上、決議する。

令和6年3月22日

沖縄県読谷村議会